

島根県内の金融機関等と島根労働局との働き方改革に係る 包括連携に関する協定書

島根県内の金融機関等（株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、しまね信用金庫、日本海信用金庫、島根中央信用金庫、島根益田信用組合、島根県信用保証協会。以下「甲」という。）と島根労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで島根県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接に連携・協力して、島根県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- （2）労働生産性の向上に関すること。
- （3）若年者の県内就職促進及び定着促進に関すること。
- （4）女性の活躍推進に関すること。
- （5）人材育成に関すること。
- （6）乙の施策の周知・啓発に関すること。
- （7）その他協定の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解除を申し出る場合、解除予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月29日

甲：島根県松江市魚町10番地
株式会社 山陰合同銀行

取締役頭取

石丸 文男

島根県松江市朝日町484番地19
株式会社 島根銀行

取締役頭取

鈴木 良夫

島根県松江市御手船場町557番地4
しまね信用金庫

理事長

石川 茂夫

島根県浜田市殿町83番地1
日本海信用金庫

理事長

吉本 晃司

島根県出雲市今市町252番地1
島根中央信用金庫

理事長

福間 均

島根県益田市駅前町14番地23
島根益田信用組合

理事長

竹本 義正

島根県松江市殿町105番地
島根県信用保証協会

会長

小林 淳一

乙：島根県松江市向島町134番地10
厚生労働省島根労働局

局長

浅野 茂充